

従業員のみなさまへ

株式会社エイペックス

### 今年度 労働者代表の立候補について

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。その手続きにおいて事業場毎の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た当該事業場の労働者代表を決定しなければなりません。労働者代表の役割は、その事業場の全労働者の意見を代表して会社側との各種労使協定等の取り決めや手続きにあたります。弊社は主に以下について行います。

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定(三六協定)
2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
4. 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
5. 賃金の一部控除に関する労使協定
6. フレックスタイム制に関する労使協定
7. 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する労使協定
8. 変形労働時間制に関する労使協定
9. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
10. 労働者派遣法により事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取
11. その他法令等により定められたもの

この度、各事業場の従業員により、本年の労働者代表候補の立候補を受け付け致します。弊社の労働者代表に立候補される方は「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上、労働者代表立候補相談窓口まで連絡ください。

受付期間：本年2月1日～本年2月10日 17：00まで

#### 《労働者代表への立候補に関する注意事項》

- ・受付締切日時点で弊社就業中および任期年度の4月1日以降の雇用契約が見込まれる方
  - ・業務時間外でも打ち合わせや連絡を取る事が可能な方
  - ・必要に応じて本社事務所へお越しいただける方
  - ・代表者選出の際に氏名やその他情報選出案内時必要な個人情報の開示に同意頂ける方
  - ・守秘義務を厳守頂ける方
- ※弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

以上